

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本山町長 澤田 和廣

市町村名 (市町村コード)	本山町 (39341)
地域名 (地域内農業集落名)	本山地区 (本山、大石、吉延、三寄、古田、木能津、助藤、山崎、上関、下関、北山西、北山東、寺家、吉野、立野、坂本、沢ケ内、屋所、瓜生野、七戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利活用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、担い手を育成・確保し、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域環境に適した新たな農作物の栽培方法等を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 308人(うち40歳代以下40人)、団体経営体(町農業公社・集落営農組織等)7経営体  
 主な作物: 水稲、米ナス、カラーピーマン、トマト、イモ類、ユズ等

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である水稲について、化学肥料を低減する取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて有害鳥獣対策としてユズやシソ等の作付けを推進する。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	278 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	198 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に耕作面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農家の意向を確認し、農地流動化の合意形成が図られた農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を尊重しつつ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、県営農地耕作条件改善事業等を活用し、農用地の耕作条件改善のためのきめ細かな基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町農業公社やJA、農業改良普及所と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)本山町農業公社及び <b>各地域の作業オペレーター</b> への農作業受委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため農作業受委託作業は、集落営農組織や各地域の作業オペレーターへ委託するとともに、それ以外の農作業全般の作業については担い手が引き受けるまでの間は、町農業公社が受託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。試験設置したLPWA基地局の通信網を活用し、捕獲器機等の管理をデジタル化して省力化を図る。
- ②地域内の特産物を対象に、有機農業・減農薬農業への切り替えを段階的に進め、環境保全型農業を推進する。
- ③水田センターの設置や水利調整など、スマート農業技術の普及によって、農作業の省力化を進める。
- ⑤可能な区域に振興品目を植栽する。
- ⑦基盤整備や耕作道整備を進めると同時に畦畔管理の省力化を進める。
- ⑧新規就農希望者が栽培技術を習得することを目的に、サポートハウスなどの農業用施設の整備を進める。
- ⑨耕種農家等で生産された飼料用作物は地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ物を地域内の堆肥センターで肥料化及びペレット化し、生産された肥料を耕種農家等の土づくりに供給する循環の仕組みを構築する。